

外国人投資条例

改正期日: 民国 86(1997)年 11 月 19 日

第一章 総則	
第 1 条	外国人の中華民国領域内での投資、保障、制限及び処理は、本条例の規定に基づく。
第 2 条	本条例でいうところの主務機関とは經濟部を指す。(第 1 項) 主務機関は、その管轄機関、又はその他機関、機構に本条例で定める投資の処理を授權することができる。(第 2 項)
第 3 条	本条例でいうところの外国人とは、外国法人を含む。(第 1 項) 外国法人は、その成立時に準拠した法律に基づき、その国籍を定める。(第 2 項) 外国人で、本条例の規定に基づき、中華民国領域内で投資を行う者を投資者という。(第 3 項)
第 4 条	本条例でいうところの投資は以下の通り: 1. 中華民国の会社の株式又は出資額を所有する場合。 2. 中華民国領域内に支店、独資又は組合を設立する場合。 3. 前 2 号で投資する事業に対し、1 年以上の貸付を行う場合。
第 5 条	投資者が所有する投資事業の株式又は出資額の総額が、かかる事業の株式総数又は資本総額の 3 分の 1 を超える場合、かかる投資事業の再投資は、主務機関の許可を得なければならない。
第 6 条	本条例における投資につき、その出資の種類は以下の通り: 1. 現金。 2. 自家用機器設備又は原料。 3. 専利権、商標権、著作財産権、専門技術又はその他知的財産権。 4. その他主務機関の認可を得て投資する財産。
第 7 条	以下の事業については、投資者の投資を禁止する: 1. 国家の安全、公共秩序、善良な風俗又は国民の健康に対して、不利な影響となる事業。 2. 法律により投資が禁じられる事業。(第 1 項) 投資者が法律、又は法律が定める命令により投資が制限される事業に投資申請を行う場合、目的事業主務機関の許可又は同意を得なければならない。(第 2 項) 第 1 項の投資禁止、及び第 2 項の投資制限がある業種については、行政がこれを定め、定期的に検討を行う。(第 3 項)
第 8 条	投資者が本条例に基づき投資を行う場合、投資申請書を作成し、投資計画及び関連する書類証明を添えて、主務機関に対し認可を求める申請を行わなければならない。投資計画を変更する場合も同じとする。(第 1 項) 前項の投資申請の書式は、主務機関が定める。(第 2 項) 主務機関は、投資申請案件につき、申請手続が完了してから 1 ヶ月以内に決定を出さなければならない。その他関連する目的事業主管機関の権限に係わる場合、2 ヶ月以内に決定を出さなければならない。(第 3 項)

	投資者による証券投資の管理規定は、行政院がこれを定める。(第4項)
第9条	<p>投資者は、認可された出資を定められた期間内に全て到達させ、その到達状況を主務機関に報告し、審査を受けなければならない。(第1項)</p> <p>投資者が投資の認可を受けた後、定められた期限内において、全て又は一部の出資を実行しなかった場合、それが実行しなかった出資は、期限満了時に取り消す。但し、正当な理由がある場合、期限満了時前に、主務機関に延長の認可を求める申請を行うことができる。(第2項)</p> <p>投資者が出資を実行した後、主務機関に対し、投資額の査定を申請しなければならない。その査定規定は、主務機関が定める。(第3項)</p>
第10条	<p>投資者が既に実行した出資を、第7条第1項に定める投資禁止以外の事業に転換投資する場合、投資者は、主務機関に対し、従来投資の取消及び新しい投資認可の申請を行わなければならない。(第1項)</p> <p>投資者がその投資を譲渡する場合、譲渡人及び譲受人が共同で主務機関に認可を求める申請を行わなければならない。(第2項)</p>
第11条	投資者は、本条例に基づき享有する為替取引の権利を譲渡してはならない。但し、その投資が投資者の合法的な相続人に譲渡された場合、又は、認可を取得しその投資を譲受けたその他外国人又は華僑の場合は、この限りではない。
第12条	<p>投資者は、その投資により毎年得た利息又は配当について、為替取引の申請を行うことができる。(第1項)</p> <p>投資者が認可を得て株式の譲渡、資本撤退又は減資を行う場合、それが査定認可を受けた投資額を、全額一括で、為替取引の申請をすることができる。それが投資により得た資本利益についても同じとする。(第2項)</p> <p>投資者が、貸付投資金及び利息につき為替取引を申請する場合も、それが認可を受けた約定に基づく。(第3項)</p>
第13条	<p>投資者の投資事業に対する投資が、かかる事業の資本総額の45%に達しない場合で、政府が国防上の必要性から、かかる事業を収用又は買収する場合、合理的な補償をしなければならない。(第1項)</p> <p>前項の補償により得た代金は、為替取引を申請することを認める。(第2項)</p>
第14条	<p>投資者の投資事業に対する投資が、資本総額の45%以上を占め、開業から20年以内において、その投資額の45%以上を継続して保持する場合、収用又は買収を行わない。(第1項)</p> <p>前項の規定は、投資者が華僑帰国投資条例に基づき投資する華僑と共同して投資し、その合計が、かかる投資事業の資本総額の45%以上である場合、準用する。(第2項)</p>
第15条	<p>投資事業が会社法に基づき会社を設立した場合、投資者は同法第98条第1項、第108条第2項、第128条第1項、第208条第5項及び第216条第1項の国内住所、国籍及び出資額に関する制限を受けない。(第1項)</p> <p>投資者の投資事業に対する投資が、かかる事業の資本総額の45%以上を占める場合、会社法第156条第4項の株式を公開発行すべきことに関する規定、及び第267条の投資者が現金により従来の投資事業に増資する場合に一定比率の株式を保留し従業員に購入させるべきことに関する規定は適用しなくてもよい(第2項)</p> <p>前項の規定は、投資者が華僑帰国投資条例に基づき投資する華僑と共同して投資し、その合計が、かかる投資事業の資本総額の45%以上である場合、準用する。(第3項)</p>

第 16 条	<p>投資者又は投資事業は、行政院スペシャルプロジェクトの認可を得た場合、以下の制限を受けない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱業法第 5 条第 1 項、第 3 項但書、第 8 条第 1 項の中華民国人民に関する規定及び第 43 条第 2 号。 2. 土地法第 17 条第 7 号。 3. 船舶法第 2 条第 3 号の各目及び第 4 号。但し、河川及び沿海航行の輸送船舶事業を經營する場合、又は共同出資の方式に合致しない場合は、なおもその制限を受ける。 4. 民間航空法第 10 条第 1 項第 3 号の各目、及び第 45 条第 1 項。
第 17 条	<p>投資者が投資する事業の法律上の権利義務は、法律にて別段の規定がある場合を除き、中華民国の国民が經營する事業と同じである。</p>
第 18 条	<p>投資者が本条例規定に違反し、又は主務機関の決定事項を履行しなかった場合、本条例に別段の規定がある場合を除き、主務機関は以下の方式で処分することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一定期間内に得た利益又は利息の為替取引の権利の取消。 2. 投資案の取消、並びに本条例の規定による権利の取消。
第 19 条	<p>外国人が本条例の改定施行前に、本条例に従わない投資をした場合、本条例の改定施行後 1 年以内に、主務機関に登記申請をし、本条例の規定を適用することができる。(第 1 項)</p> <p>前項の登記方式は、主管機関の定めによる。(第 2 項)</p>
第 20 条	<p>本条例は公布日から施行する。</p>

【この和訳は、参考資料用でございます。正確な条文の解釈は、原文の中国語文に基づき、解釈頂くようお願い申し上げます。】

本訳文は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。